

別紙5 延長保育利用料の計算方法

●「日額200円」をベースに、利用区分に応じた上限額を設けています。生活保護世帯・就学援助受給世帯等については利用料の軽減がありますが、多子世帯軽減は適用されません。

表1の日額×利用日数が毎月の利用料となります。
ただし、その額が表2の上限額を超えた場合は、上限額が利用料となります。
※表2に記載のない区分（土曜日の朝利用など）については、上限額の設定はありません。

保育料の軽減を受けている世帯（B階層）の利用料については下表のとおりです。
※A階層（生活保護受給世帯または住民税非課税世帯）については、利用料はございませんので、表に示していません。

表1

夜	日額 200円
朝	日額 200円

夜	日額 100円
朝	日額 100円

表2

利用日時		上限額
夜 18:30~19:00	月曜日～金曜日 (長期休業中含む)	月額2,500円
長期休業中の朝 7:30~8:00	春休み(4月)	定額 400円
	夏休み(7・8月)	定額2,500円
	冬休み(12・1月)	定額 750円
	春休み(3月)	定額 350円

利用日時		上限額
夜 18:30~19:00	月曜日～金曜日 (長期休業中含む)	月額1,000円
長期休業中の朝 7:30~8:00	春休み(4月)	定額 200円
	夏休み(7・8月)	定額1,000円
	冬休み(12・1月)	定額 350円
	春休み(3月)	定額 150円

計算例1 : C階層 平日の夜5日利用、土曜日朝2日利用

$$200円 \times 5日 + 200円 \times 2日 = 1,400円$$

→基本保育料10,000円と合わせ、11,400円を登録口座より引き落とします。

計算例2 : C階層 平日の夜15日利用、夏休みの朝14日利用、土曜日朝2日利用

夜 → 200円×15日=3,000円 → 上限額適用し、2,500円

夏休みの朝 → 200円×14日=2,800円 → 上限額適用し、2,500円

土曜日の朝 → 200円×2日=400円

合計 2,500円 + 2,500円 + 400円 = 5,400円

→基本保育料10,000円と合わせ、15,400円を登録口座より引き落とします。

※土曜日の朝利用については上限額の適用はありません。